

報第1号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例等の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成21年5月15日提出

京都市長 門川大作

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第90号

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条の3の見出し中「平成19年度又は平成20年度」を「平成22年度又は平成23年度」に改め、同条第1項中「平成19年度分又は平成20年度分」を「平成22年度分又は平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地で、平成20年度分」を「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地で、平成23年度分」に改める。

附則第8条の4を削る。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度ま

で」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「附則第18条の3」の右に「(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第10条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条第2項中「及び」を「まで及び」に改め、同条第3項中「平成19年度」を「平成22年度」に改め、同条第4項中「平成20年度」を「平成23年度」に改める。

附則第12条の2中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第14条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「附則第25条の3」の右に「(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第15条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第16条の2中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第16条の4の2を削る。

附則第17条の3第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第17条の6第3項第2号中「これらの規定」を「第27条の6第1

項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「の所得割の額」との右に「、同条（第1項及び第4項を除く。）、附則第4条の4及び第5条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と」を加え、同条第4項中「平成20年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第20条の見出し中「事業所税」の右に「のうち資産割」を加え、同条中「附則第32条の7又は附則第32条の8に規定する事業」を「附則第33条の規定の適用を受ける事業」に改め、「事業所税」の右に「のうち資産割」を加え、「又は従業者給与総額」を削り、「これらの規定」を「同条」に、「附則第32条の7又は附則第32条の8に規定するところ」を「附則第33条に規定するところ」に改める。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月26日京都市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「附則第8条第10項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」を「附則第8条第10項」に改め、「金額に相当する」を削り、同条第5項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「附則第8条第19項に」を「附則第8条第17項に」に、「附則第8条第19項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」を「附則第8条第17項」に改め、「金額に相当する」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成21年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成20年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例附則第20条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成21年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成21年前の年分の個人の事業及び平成21年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。